

少額土木工事の提出書類の簡素化の試行について

令和元年6月
令和5年11月一部改正
令和6年4月一部改正
燕市総務部用地管財課

燕市が発注する少額土木工事について、受注者の業務及び発注者の監督・検査の合理化を図るため、提出書類の簡素化を下記のとおり変更します。

記

1. 適用工事 新潟県土木工事標準仕様書を適用する工事
2. 簡素化する少額土木工事の対象額 当初請負金額が500万円未満
3. 適用年月日 令和6年4月1日以降に契約を締結した工事
4. 提出・提示する書類の明確化
新潟県土木部が公表している「工事書類作成マニュアル」を準用します。
ただし、次の内容については県のマニュアルを適用しません。
(1) 市が別に定めているものは、燕市の規定を適用します。
例：提出書類様式、特記仕様書の内容 等
(2) 市が実施していない制度に係る内容
例：電子協議・電子納品、VE【バリュー・エンジニアリング】提案関係
5. 少額土木工事提出書類一覧表（別紙1）
工事着手前、工事中、工事完了時に提出・提示が必要な書類を明示しました。
6. 書類の簡素化の主な内容
(1) 「当初請負額500万円未満の工事の総括報告表」による報告（別紙2）
下記の項目について、①～⑧を工事着手前に提出してください。
 - ① 設計図書の照査結果
 - ② 段階確認の事前報告
 - ③ 安全に関する計画（月4時間以上の安全教育の内容）
 - ④ 安全に関する計画（作業主任者）
 - ⑤ 安全に関する計画（連絡系統図）
 - ⑥ 火気に関する計画
 - ⑦ 測量結果

- ⑧ 架空線等上空施設、地下埋設物件等の調査結果

(2) 提出を要しないもの

- ① 施工計画書

指定工法、指定仮設のある工事、一般交通に影響のある工事、振動・騒音等公衆災害のおそれがある工事以外は省略可能です。ただし、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書は単独で提出してください。

- ② 履行状況報告書
- ③ 再生資源化等完了報告書

最終請負金額が500万円未満であれば提出不要

- ④ 創意工夫・社会性資料

(3) メール、FAXによる簡素化

下記についてメール、FAXにより押印不要の打合せを認めます。

- ① 工事打合せ簿
- ② 材料確認書
- ③ 段階確認書
- ④ 土・休日・夜間作業届

(4) 提出物の様式等の簡素化

- ① 工程管理資料

バーチャート等の簡易なものでも良いです。

- ② 出来形管理資料

出来形図（設計図に実測寸法を入れたもの）のみでも良いです。

- ③ 品質管理資料

簡易な表形式でも良いです。

(5) 成績評定の省略

少額土木工事の提出書類の簡素化に伴い、対象工事の成績評定を省略します。

7. 問い合わせ先

燕市総務部用地管財課契約管理係 0256-77-8332